

■ Article ■ .....

資金運用委託先から受けた和解金の非課税所得該当性

東京地裁令和2年6月11日判決

(平成28年(行ウ)239号、243号、244号)

(税資270号順号13412)

亜細亜大学法学部特任教授 日景 智

【事実の概要】

1 酒類販売フランチャイズチェーン経営会社の創業者である原告甲、乙（甲の妻）及び丙（甲と乙の次男。以下、甲、乙及び丙を併せて「原告ら」という。）と訴外丁（甲と乙の長男、以下、原告らと併せて「甲家4名」という。）は、大手外国金融機関C銀行を中核とするDグループの日本国内におけるプライベートバンキングの窓口となっていたC銀行東京支店における甲家4名の担当者戊（以下「本件運用担当者」という。）らから、資金運用委託の勧誘を受けた。この際、本件運用担当者らは、MMFによる年利7.5%の運用を保証する旨口頭で約している（以下、本件運用担当者らによるこの約束を「本件運用約束」という。）。甲家4名は、本件運用約束に基づき元本保証の上年利7.5%で運用されるという理解の下、平成11年8月以後、資金運用の委託を開始し、C銀行東京支店のそれぞれの名義の口座に資金を預け入れた。

しかしながら、預け入れられた資金について、本件運用約束どおりにMMFが組成されることはなく、本件運用担当者の判断で、資金の運用に関連してレバレッジ取引が行われるなど、リスクの高い運用が行われるなどした結果、平成14年頃になると、約束どおりの運用実績の付与ができない状況になり、さらには、リーマン・ショックの影響もあり、甲家4名の資金が減少する事態に陥った。しかし、本件運用担当者が、取引を維持するため、資金運用の状況や残高を示すステートメントを虚偽のものに差し換えて甲家4名に送付するなどし、甲家4名の資金が本件運用約束どおり運用されていないことを隠蔽したことから、平成22年2月に至るまで甲家4名の委託した資金に損失が生じている事実は発覚しなかった。

なお、原告らは、C銀行に運用を委託した資金に係る運用益について、次に述べる和解に伴う和解金を除き、わが国の所得税が課されたことはない。

当該事実発覚後、C銀行側において、平成22年3月末における各人別のC銀行の複数の支店の口座残高（日本円のほか米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル及びユーロで構成）の確認作業を行い、その上で、会計監査等の業務を行うI事務所がC銀行側からの依頼により、甲家4名各人のC銀行各支店に開設された口座の入出金等を調査し、甲家4名各人が受け取るべき想定残高の算定を行った。これを踏まえて、双方の代理人による和解交渉が進められ、最終的に平成23年11月14日付でC銀行各支店が甲家4名に総額1億500万米ドル（既

- に平成23年3月28日にC銀行各支店から支払われていた5887万米ドル（以下「3月28日分」という。）及び同22年3月末における口座残高618万米ドルを含む。以下「本件和解金」という。）を支払うことを主な内容とする和解に至った（以下、この和解後に支払われた金員を「最終支払分」という。）。
- 2 原告らは、平成24年3月15日、それぞれの平成23年分の所得税の確定申告書をそれぞれの所轄税務署長に提出したところ、各所轄税務署長は、平成26年3月31日付で、原告らの平成23年分の所得税について、更正及び過少申告加算税の賦課決定をした。原告らは、適法な不服申立てを経て、これらの処分の取消しを求めて出訴した。
  - 3 本件における主な争点は、本件和解金の一部が課税所得となるか（全額が非課税か）にあり、副次的に一部が課税所得となつた場合における所得区分及び課税される所得の金額についても争われている。
  - 4 本件については、原告甲の原処分の一部について取消しがなされたが、原告らが控訴し、東京高等裁判所令和2年12月24日判決（税資270号順号13502）で控訴が棄却され確定している。

## 【判旨】

### 一部認容・棄却・控訴

裁判所は、「本件和解金は、甲家4名が運用を委託した資金に関する元本損害額の補填及び運用益相当額の支払としての性質を有する金員として、…甲家4名に支払われたものであると認められる」として、その前提で、次のとおり、争点に関する判断を示した。

- 1 「本件和解金のうち元本損害額の補填として支払われた部分は」、C銀行側の「問題行為に基因して、甲家4名に生じたC銀行に委託した資金に関する損害を補填するために支払われたものであり、所得税法9条1項17号（現行18号）に規定する損害賠償金又はこれに類するものに当たるから 非課税所得に該当する。」
- 2 「本件和解金のうち運用益相当額の逸失利益の損害賠償として支払われた部分」は、C銀行側の「問題行為がなかったとしたならば甲家4名が得られたであろう収益に相当するもの」であり、所得税法施行令94条1項2号に規定する「当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」であつて、「その業務の遂行により生ずべき雑所得に係る『収入金額に代わる性質を有するもの』に当たるから」、「非課税所得とされる損害賠償金等から除外され、課税所得に該当する。」
- 3 「本件和解金のうち運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得である雑所得(所

得税法35条1項)に該当する。」

- 4 本件和解金のうち、原告らが雑所得として課税されるべき金額は、原告らが受領した本件和解金の額から「非課税所得とされる元本損害額であると客観的に認められる金額を控除して、本件和解金に係る雑所得の総収入金額を算定し、さらに、この金額から必要経費の額を控除して、本件和解金に係る雑所得の金額を算定するのが相当である。」

(1) 原告らが受領した本件和解金の額

3月28日分として原告らのC銀行各支店の口座に振り込まれた金額(平成22年3月28日のTTMレートにより円換算した額)と、最終支払分のうち代理人が甲家4名からの指示に基づき原告らのC銀行各支店の口座に振り込まれた金額に弁護士費用の額を原告ら各人に按分した金額を加算した額(平成23年12月12日のTTMレートにより円換算した額)との合計額をもって算定するのが相当である。

(2) 本件和解金のうち非課税所得とされる元本損害額

平成22年3月31日までに原告らがC銀行各支店の口座に入金したと認められる金額から、原告らが本件運用担当者に指示して出金したと認められる金額を差し引いた金額と同日におけるC銀行各支店の口座の実際の残高との差額として算定するのが合理的である。

(3) 本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額

本件和解金を得るために支出した費用(①弁護士費用等、②送金手数料及び③原告丙渡航費用等)のうち、本件和解金の額に本件和解金に係る雑所得の総収入金額の占める割合を乗じた金額と解するのが相当である。ただし、①弁護士費用等の一部は甲が、③の原告丙の渡航費用等は丙がそれぞれ支出したものであり、それぞれの固有の費用とすべきである。

【解説】

1 非課税とされる損害賠償金(所法9①十七、所令30二)

所得税法9条1項17号(現行18号)は、損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるものを非課税とする旨規定し、これを受けた所得税法施行令30条1号から3号において非課税とされる保険金・損害賠償金などの具体的範囲を規定している。このうち、2号では、損害保険契約に基づく保険金等で資産の損害に基因して支払を受けるもののほか、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金を規定している。ただし、これらのうち同令94条の規定に該当するものは除くこととしている。

なお、同令30条柱書では、1号から3号までに掲げるもののほかこれらに類するものも非課税所得に含まれる旨規定する一方、1号から3号までに掲げる

もの（類するものを含む。）の額のうち損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、その金額は非課税所得から除かれる旨規定する。

## 2 本件和解金の性格

本件和解金は、原告らがC銀行に資金運用の委託をする際に本件運用担当者らとの間で交わされた本件運用約束手が守られることなく、本件運用担当者によって長年運用された結果生じた損害の補填を目的として、C銀行側から原告らに支払われたものであると認められ、したがって、所得税法施行令30条2号に規定する「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に類するものに該当するものと解される。

したがって、本件和解金のうち課税されるべき部分があるかどうかは、そのうちに、所得税法施行令94条の規定に該当するものがあるかどうかによることになる。

## 3 業務の収益の補償として取得する補償金等（所令94①二）

所得税法施行令94条1項2号に規定する（不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき）「業務を行なう居住者が当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金」等で、「その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの」（同項柱書）は、これらの所得に係る収入金額とすることとされており、この規定に該当するものは、同令30条2号により非課税とされるものから除かれる。

本件和解金のこの点に関する判断は、【判旨】の2のとおりであるが、原告らの「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者」に該当しないと主張する主張に関し、裁判所は、「所得税法施行令94条1項の『業務』とは、職業、生業としての仕事、継続的・反復的な行為・活動を」というところ、原告らは、Dグループに対して「資金を預け入れて運用を委託しており、このような営利を目的とする継続的な資産運用は、上記『業務』に該当する」と判示している。

## 4 先行事例

本件に関連する先行事例としては、①商品先物取引に関し商品取引員から受けた和解金の非課税所得該当性が争われた事例に係る名古屋高裁平成22年6月24日判決（税資260号順号11460）<sup>1</sup>、②商品先物取引に係る裁判上の和解金の非課税所得該当性が争われた事例に係る福岡高裁平成22年10月12日判決（税資260号順号11530）<sup>2</sup>、③FX取引の取扱業者から受けた金員の非課税所得該当性が争われた事例に係る国税不服審判所平成23年6月23日裁決（裁決事例集No.83）が挙げられる。

これらの事例に共通するのは、資金投資に関する勧誘を受けた納税者が勧誘側による不法行為等に伴って生じた損失を補填する趣旨で受けた金員の非課税

所得該当性が争われている点にあり、結論的にはいずれも非課税所得該当性が積極的に解されている。ただし、②の事例においては、不法行為が「突発的事故」に類するとし、そのことを理由に、和解金が非課税であるとする判断枠組みが採られている点で、他の事例とはやや異なっている。

なお、本件の場合、本件和解金のうち運用委託資金に係る元本の損害の補填としての性質を有する部分が非課税であることについては当事者間で争いがなく、この点で先行事例とは異なっている。

#### 5 「税制調査会答申」(昭和36年12月)

昭和40年の所得税法全文改正に先立つ昭和36年12月の税制調査会答申では、物的損害に対する補償に関し、次のような記述が見られる。

「生活用資産に関する損害に対する補償金等については、これによって補てんされる利益は、もし、その損害がなかったならば課税されなかったはずである資産の評価益又は自家家賃等のいわゆるインプューテッド・インカムとしての性質をもつものであるから、その補償が資産の滅失又は価値の減少等の資産損失に対するものであるか、資産の使用料相当額等の補償であるかを問わず、非課税とする。」

なお、「生活用資産以外の資産に関する損害に対する補償金等」のうち、「たな卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償は、本来課税されるべき所得に代わるべき性質のものであるから、課税所得とする。」

原告らは、この答申の内容について、「消極的損害(逸失利益等)に対する損害賠償金についても非課税所得を前提とするものであり、不法行為等に基づく損害賠償金は、当該損失がなければ課税されなかったはずの利益を回復させるものであることを理由に非課税所得としたもの」であると主張したが、裁判所は、そのような答申はなされていないと一蹴し、「所得税法9条1項17号及び同法施行令30条2号において、資産の損害に対する損害賠償金が非課税とされているのは納税者が取得した経済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は所得を構成」しないためであり、非課税所得該当性は、「『当該損失が無ければ課税されていたはずの利得か否か』という観点から判断すべき」であると判示した。

#### 6 本判決の注目点と今後の課題

本判決では、資金運用取引における委託先による資金運用の不正を原因として支払われた損害賠償金については、「元本損害額の補填」と「運用益相当額の逸失額の補填」とに分類し、前者が非課税所得に該当し、後者は課税所得となることを明確に示した点が評価されよう。

ただし、この場合、「元本」にどのようなものが含まれるかについては、検討の余地があると考えられる。原告らがC銀行に運用委託した資金に係る運用益について、わが国の所得税が課されたことはなかったという前提の下では、本判決における「元本」の認定は妥当である。しかし、運用益のうち過去に課税されたものがある場合、その部分の金額は「元本」に加算すべきであろう。この

場合、所得税法施行令30条及び94条1項の規定をどのように解釈すべきか検討が必要となろう。なお、原告らは、本件運用約束で投資資金がMMFで運用されることになっていたことを理由に、運用益に相当する部分の非課税所得該当性を主張したが、実際にはそのような運用が行われていないことを理由にその主張は採用されなかった。仮に、そのような運用がなされていた場合は、公社債投資信託の収益の分配は利子所得、その受益権の譲渡による所得は非課税となるのであるから、結論を異にした可能性があるのではないかと考えられる。

また、本件の場合、第三者である会計監査等の業務を行うI事務所による外部調査によって原告らの過去の取引に関し、相当程度緻密な分析ができており、その結果、和解金の内訳を明確に認定できたと考えられるが、このような前提を欠く和解金の場合、非課税所得と課税所得とを合理的に算定するのは難しい課題となりそうである。

以上

- 
- 1 判批 秋山友宏「商品先物取引に関して、商品取引員から受け取った和解金が所得税法施行令30条2号にいう損害賠償金に当たるとした事例」(月刊税務事例43巻6号16頁)。
  - 2 判批 牛嶋勉「商品先物取引に係る裁判上の和解金の非課税所得該当性」(税研178号77頁)。